

○山口市法定外公共物管理条例新旧対照表

新				旧			
別表第1(第8条、第10条関係)				別表第1(第8条、第10条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
道路法(以下この表において「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	第1種電柱	1本につき1年	480円	
	第2種電柱		880円	第2種電柱		730円	
	第3種電柱		1,200円	第3種電柱		990円	
	第1種電話柱		510円	第1種電話柱		430円	
	第2種電話柱		820円	第2種電話柱		680円	
	第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱		940円	
	その他の柱類	51円	その他の柱類	43円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	

	郵便差出箱及び信書便差出箱		430円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上		220円

	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上		180円

			0.7メートル未満のもの				
			外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			310円	
			外径が1メートル以上の もの			610円	
法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第5 号に規定 する自動 運行装置 による検 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類	地下に設 けるもの	長さ1メートルに つき1年		3円	
			その他の もの			10円	
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類		1本につき1年		820円	
		その他の もの	上空に設 けるもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年		510円	
			地下に設			310円	

			0.7メートル未満のもの				
			外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				260円
			外径が1メートル以上の もの				510円
法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第5 号に規定 する自動 運行装置 による検 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類	地下に設 けるもの	長さ1メートルに つき1年		3円	
			その他の もの				9円
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類		1本につき1年		680円	
		その他の もの	上空に設 けるもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年		430円	
			地下に設			260円	

		けるもの				けるもの			
	その他のもの			1,000円		その他のもの		850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	1000円	法第32条第1項第4号に掲げる施設			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			450円		上空に設ける通路			430円
地下に設ける通路			270円	地下に設ける通路			260円		
その他のもの			1,000円	その他のもの			850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
道路法施行令(昭和27年政令第47	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円	道路法施行令(昭和27年政令第47	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円

9号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他 のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	標識		1本につき1年	820円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他 のもの	1本につき1月	90円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
その他 のもの		その面積1平方メートルにつき1月	90円	

9号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		その他 のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他 のもの	1本につき1月	87円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
その他 のもの		その面積1平方メートルにつき1月	87円	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	90円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

		階数が3 以上の もの
	その他のもの	
令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第1 0号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第1 1号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		

Aに0.008を乗じ て得た額
Aに0.026を乗じ て得た額
Aに0.022を乗じ て得た額
Aに0.015を乗じ て得た額
Aに0.024を乗じ て得た額
Aに0.015を乗じ て得た額
Aに0.022を乗じ て得た額
Aに0.024を乗じ て得た額
Aに0.034を乗じ て得た額
Aに0.026を乗じ て得た額

		階数が3 以上の もの
	その他のもの	
令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第1 0号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第1 1号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		

Aに0.007を乗じ て得た額
Aに0.025を乗じ て得た額
Aに0.019を乗じ て得た額
Aに0.014を乗じ て得た額
Aに0.022を乗じ て得た額
Aに0.014を乗じ て得た額
Aに0.019を乗じ て得た額
Aに0.022を乗じ て得た額
Aに0.031を乗じ て得た額
Aに0.025を乗じ て得た額

令第7条第1 3号に掲げ る施設	<u>トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路(高架のも のに限る。)の路面下に 設けるもの</u>	<u>Aに0.022を乗じ て得た額</u>	令第7条第1 3号に掲げ る施設	<u>トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路(高架のも のに限る。)の路面下に 設けるもの</u>	<u>Aに0.019を乗じ て得た額</u>
	<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.024を乗じ て得た額</u>		<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.022を乗じ て得た額</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.034を乗じ て得た額</u>		<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.031を乗じ て得た額</u>
<u>令第7条第14号及び第15号に掲げる施 設</u>		<u>Aに0.034を乗じ て得た額</u>	<u>令第7条第14号に掲げる施設</u>		<u>Aに0.031を乗じ て得た額</u>
備考 1～9 省略			備考 1～9 省略		